

平成27年5月14日

各 位

株式会社 みちのく銀行

条件変更等の実施状況について

みちのく銀行（頭取 高田邦洋）は、平成21年12月4日に施行された「中小企業金融円滑化法」が、平成25年3月31日をもって期限到来となりましたが、平成20年10月に公表した「みちのく銀行の決意」のとおり、いかなる環境下であっても、「金融の円滑化」を目指し、地元の皆さまを引き続き応援してまいります。

今般、平成21年12月から平成27年3月末までの条件変更の実施状況について、ホームページに掲載いたします。なお、今回から件数のみの掲示とさせていただきます。

当行では、引き続き、お客さまからの借入のお申込みや借入条件の変更等のお申込みについては、お客さまの状況を十分に把握の上、できる限りの対応を行ってまいります。

